

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(文部科学省)

事業名	公立社会教育施設事務経費		担当部局庁	生涯学習政策局		作成責任者	社会教育課長 塩見 みづ枝	
事業開始・終了(予定)年度	昭和37年度～		担当課室	社会教育課				
会計区分	一般会計		施策名	I-3 地域の教育力の向上				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第16条第3項		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	公立社会教育施設事務経費は、当該年度の公立文教施設整備事業の実施に関して、適切・効率的に事務を処理するために補助(支出)することを目的としている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	公立社会教育施設施設災害復旧事業のため、国の業務の一部を委任されている事務処理に対して必要な経費を都道府県に補助する経費である。 【補助率】 公立文教施設整備等都道府県事務費交付金:10/10							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計			
	-	-	-	48	48			
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) <small>※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み</small>	活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	(年度)				
東日本大震災により被災した学校施設の災害復旧を行い安全・安心な施設に復旧することを目的としており、定量的な成果指標を示すことができない。								
単位当たりコスト	35,928(円/箇所)		算出根拠	(23年度第3次補正予算額 48,000千円/ 1,336件)				
事業所管部局による点検								
項 目				内 容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				東日本大震災により被災した公立社会教育施設施設の災害復旧を行い、施設を健全な状態に復旧することで、施設利用者等の安全を確保することを目的としており、「減災」の考え方にかなうものである。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				避難場所として災害時の拠点となり、かつ、地域コミュニティ再生の場となる公立社会教育施設については、施設を早期に復旧する必要があり優先度が高い事業である。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				都道府県域内の公立社会教育施設の災害復旧事業を効率的に実施させるために必要な経費を交付するものであり、効果的な事業である。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に基づき、文部省告示(平成12年告示第57号)により、都道府県に国の事務の一部が委任されており、効率性は考慮されている。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律により、公立社会教育施設の災害復旧事業に係る事務を都道府県知事が実施することとしており、その事務を行うために必要な経費を都道府県に交付することとなっていることから、国と都道府県の役割分担は明確となっている。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				公立社会教育施設の災害復旧事業に限定しているとともに、地方公共団体の復旧計画に基づき、実施される災害復旧事業と平行して行われる事務のため、計画的に実施されるものとなっている。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				災害復旧事業に関連して実施される事業であり、迅速な着手・執行が可能である。また、事業の執行については、補助金適正化法等の法令等に準じ、適正に実施され、透明性が確保される				